

環境基本計画（化学物質分野）の点検について

2013 年 12 月 環境安全課

＜2013 年＞ 点検方法等の審議

■ 6 月 28 日 環境保健部会（実施済）

（主な検討事項）

- ・ 検討作業・スケジュールの確認
- ・ 重点検討項目の検討（別添 1 のとおり設定）

■ 12 月 20 日 環境保健部会（本日）

（主な検討事項）

- ・ 各項目の検討内容の決定（別添 2：案）

＜2014 年＞ 関係府省の自主的な点検、中央環境審議会に
よる点検等

□ 1～3 月 地方公共団体アンケート

□ 4～6 月 関係府省の自主的な点検

■ 6 月頃 環境保健部会

（主な検討事項）

- ・ 関係府省の自主的な点検結果を踏まえた点検
の実施

□ 10～12 月 点検報告書のとりまとめ

□ 同上 パブリックコメント

□ 同上 報告書の閣議報告

重点検討項目の設定について

1. 重点検討項目の設定について

第四次環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」における重点的取組事項を基に、2つの重点検討項目として整理する。

2. 第四次環境基本計画に盛り込まれた重点的取組事項

- ① 科学的なリスク評価の推進
- ② ライフサイクル全体のリスクの削減
- ③ 未解明の問題への対応
- ④ 安全・安心の一層の増進
- ⑤ 国際協力・国際協調の推進

3. 重点的取組事項からの重点検討項目の設定（案）

平成26年に行う包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組における点検は、上記のうち、①科学的なリスク評価の推進、②ライフサイクル全体のリスクの削減、を基本とし、調査研究といったアプローチが主となる点で同様の取組である③未解明問題については、①の中に含めて整理する。

なお、平成28年に行う2回目の点検は、同じ2項目について再度実施することを基本としつつ、項目の追加について検討することとする。

(以上)

重点検討項目（案）

重点点検分野名：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

重点検討項目①	科学的なリスク評価の推進等
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省等
検討内容の詳細	科学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、現行のリスク評価を推進するのみならず、リスク評価に係る新たな手法の検討等を行う。また、予防的取組方法の考え方に立って未解明の問題についての研究に積極的に取り組んでいくことが重要である。 このような考え方にに基づき、以下の項目について検討を行う。 a) リスク評価の推進、目標値等の設定 【厚生労働省、経済産業省、環境省】 b) リスク評価の効率化に向けた新たな手法の検討 【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省】 c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応 【厚生労働省、経済産業省、環境省】

重点検討項目②	ライフサイクル全体のリスクの削減
関係府省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省等
検討内容の詳細	ライフサイクル全体のリスクの削減のため、製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせ対応していくことで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減していくことが重要である。 このような考え方にに基づき、以下の項目について検討を行う。 a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】 b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施 【経済産業省、環境省】 c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応 【農林水産省、環境省（、国土交通省）】 d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置 【環境省（、総務省（消防庁））】

■重点検討項目案に関連する各省の主な取り組み

①科学的な リスク評価 の推進等	a) リスク評価、目標値等の設定	b) リスク評価の効率化に向けた新たな手 法の開発・活用	c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問 題への対応
基本計画	① A), B), C), D)	① B)	③
取組事項	■リスク評価の推進 - ばく露状況の把握 - 各種モニタリングの取り組み【環境省】 - 化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表【経産省、環境省】 - 有害性情報の把握 - 各種毒性試験等の実施【厚労省、経産省、環境省】 - 事業者の取組（Japan Challenge）（平成24年度で終了）【厚労省、経産省、環境省】 - リスク評価の推進 - 化学物質審査規制法における優先評価化学物質の指定・リスク評価【厚労省、経産省、環境省】 - 農薬取締法におけるリスク評価【環境省】 - 非意図的生成物等、環境への排出経路や曝露経路が明らかでない物質を対象とした初期リスク評価等の取組【環境省】 ■目標値等の設定 - 環境基準等の設定【環境省】 ■その他の取組	■リスク評価技術の効率化 【総合科学技術会議、文科省、厚労省、経産省、環境省】 - 手法の効率化 - QSAR等の活用 - 手法の高度化（多様化） - WET (Whole Effluent Toxicity) の活用 - ライフサイクルの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法 - トキシコゲノミクスの開発・活用 - 海域のリスク評価 ■その他の取組	■疫学研究の実施 - 化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響の解明（エコチル調査）【環境省】 ■評価技術・手法の検討 - 内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施【環境省、経産省】 - 複数の化学物質による複合影響評価や個体群・生態系への影響評価の検討【環境省】 - ナノ材料のリスク評価手法の確立と評価【厚労省、経産省、環境省】 ■その他の取組

②ライフサイクル全体のリスクの削減	a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での適切な規制の実施や、事業者の取組の促進	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施	c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
基本計画	② A), D), F)	② B), D)	② C)	② E)
取組事項	■規制の実施 - 化学物質審査規制法における規制の実施【厚労省、経産省、環境省】 - 農薬取締法における規制の実施【農水省、環境省】 ■事業者の取組【厚労省、経産省、環境省】 - 環境配慮型製品等（化学物質の環境汚染防止に資するもの）の普及の状況 - レスポンシブル・ケア活動 - グリーンケミストリーの促進 - 代替製品・技術の開発状況 - 情報公開の状況 ■その他の取組 （関連事項） - オゾン層保護法【経産省、環境省】、労働安全衛生法【厚生労働省】	■排出・廃棄・リサイクルにおける対策 - 化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表（再掲）【経産省、環境省】 - ダイオキシン類対策特別措置法における取組【環境省】 - 大気汚染防止法／水質汚濁防止法による取組【環境省】 - 廃棄物処理法等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理【環境省】 - バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理【経産省、環境省】 ■その他の取組	■負の遺産への対応 - 土壌汚染対策法における取組状況【環境省】 - PCB 特別措置法の取組推進【環境省】 - 農用地汚染防止法における取組【農水省、環境省】 ■その他の取組	■事故等への対応 ■その他の取組 （関連事項） 消防法、コンビナート災害防止法【総務省（消防庁）】

※1 【】内には、当該政策等の主な担当・関係省庁を記載。

※2 （関連事項）には、直接的に環境保全を目的とするものではないが、特に委員から関係性が指摘されているものを記載。

※3 本表の記載にかかわらず、関連する取り組みがある場合には、点検時にその他の取組として記載するものとする。

第四次環境基本計画の点検の進め方について

1. 次の環境基本計画の見直しまでの中期的なスケジュール

- 平成25年から平成28年まで毎年、合計で4回、点検を実施する。
- 計画を策定した平成24年から5年が経過した時点（平成29年）で計画内容の見直しを行い、計画変更の必要性について検討を行う。

H25 点検①

H26 点検②

H27 点検③

H28 点検④

H29 計画内容の見直し、計画変更の必要性の検討



必要に応じて計画の変更

（参考）第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

（略）

第5節 計画の弾力的対応と見直し

環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を行う。

（略）

2. 毎年の点検の進め方

(1) 毎年の点検の流れ

- 毎年の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等、③中央環境審議会(総合政策部会及び各重点分野の関連部会)による点検の手順で行う。
- これらの時期は、予算への反映時期等を考慮して、以下のとおりとする(第三次計画の点検時に準拠)。

①点検方法等の審議

前年 秋～冬頃※

点検方法、重点点検分野、重点検討項目等の審議

②関係府省の自主的な点検等

翌年 1月～3月頃

地方公共団体アンケート調査等

4月～

関係府省の自主的な点検

③中央環境審議会による点検

7月頃までに

総合政策部会及び各重点分野の
関連部会による点検
(地方ブロック別ヒアリング
を含む。)

9月頃～12月頃

点検報告書とりまとめ
パブリック・コメント
点検報告書閣議報告

→ 翌年度予算概算要求

→ 翌年度政府予算案

→ 翌年度白書の執筆

→ 環境保全経費の見積
方針の調整

→ 翌々年度予算の概算
要求

※ H25の点検方法等の審議については、時期が異なる(「3. 平成25年の点検」参照)。

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施する。

(略)

(2) 点検の内容

① 関係府省の自主的な点検

- 関係府省は、各府省の環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について自主的な点検を実施する。
- 自主的な点検の一環として、「重点検討項目（中央環境審議会の関心項目）」については深掘した分析を行い、中央環境審議会に報告する（関係する府省のみ）。

② 中央環境審議会の点検

ア. 総合的な点検（総合政策部会）

- 環境基本計画全体の進捗状況について、国民の目からも分かりやすい全般的な評価を行う。その際、総合的環境指標等を活用する。

イ. 重点分野別の点検（総合政策部会及び各重点分野の関連部会）

- 第2部第1章の重点分野単位で審議する。事前に「重点点検分野」を指定し、重点的な点検を行う。
- 「重点点検分野」の内容のうち、中央環境審議会として特に関心が高い項目を、事前に「重点検討項目」として指定し、深掘した審議を行う。
- 重点点検分野の審議には重点検討項目に関係する府省も同席し、関係する重点検討項目について報告する。
- これらの点検の際は、各重点分野別の指標、関係府省の自主的な点検、個別計画の点検等を可能な限り活用する。

ウ. 「復旧・復興」及び「汚染回復等」の点検（総合政策部会等）

- 第2部第2章の「復旧・復興」及び第3章の「汚染回復等」についても点検を行う。

エ. 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、その他の調査等（総合政策部会）

- 環境配慮の方針の運用状況について調査を行い、関係府省の自主的な点検の全体像を把握する。
- 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、地方ブロック別ヒアリング等、各種調査を実施する。

（重点点検分野に関する補足）

※ 点検のPDCAサイクル確立の観点から、次の見直しまでに各分野少なくとも2回の点検を実施することを目標とする（事象横断的な重点分野（グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり）については、毎年点検を実施）。

※ 「重点点検分野」は、個別計画の改定スケジュールや時々々の事情を踏まえて確定する。

（重点検討項目に関する補足）

※ 中央環境審議会の関心項目を「重点検討項目」として事前に指定することで、議論の深化、行政側との対話の促進、点検作業の効率化を図る。

※ 「重点検討項目」は、深掘した分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞っ

た内容となることについて配慮するとともに、関係する府省をあらかじめ特定する。

※ 「復旧・復興」及び「汚染回復等」についても同様に「重点検討項目」を事前に指定し点検を行う。

（アンケート調査に関する補足）

- アンケート調査は、これまでの調査結果との継続性をできるだけ保ちつつ、第四次計画に導入された指標や、各重点分野における各主体に期待される役割に関する記述を踏まえ、必要な補強を行う。

（地方ブロック別ヒアリングに関する補足）

- 地方ブロック別ヒアリングは、地方の生の声を聞く機会であり、普及啓発の観点、地方環境事務所の活用の観点からも引き続き実施する。
- 地方ブロック別ヒアリングについては、総合政策部会における審議との連携を行えるよう、重点検討項目を踏まえた内容となるように配慮する。
- 次の計画改定までに全てのブロックにヒアリングを実施できるよう、毎年3箇所程度ずつ実施する。

(3) 指標の活用

- 環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、指標については、重点点検分野の指定の有無に関わらず毎年確認を行う。
- 重点検討項目の点検では、より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。
- 点検における指標の活用においては、それぞれの指標が持つ特性、限界等に十分留意する。

（参考）第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

（略）

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用する。この場合に、i）事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として指標群として用いるとともに、ii）事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用する。また、環境問題の幅広い視点からの理解に資するものとして、iii）環境の各分野を横断的に捉えた指標群も併せて活用する。さらに、iv）環境と社会経済の関係を端的に表した指標として、①環境効率性を示す指標、②資源生産性を示す指標、③環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を参考として補助的に用いるとともに、④環境に対する満足度を示す指標について、今後、具体化に向けた検討を行うこととする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。

（略）

3. 平成25年の点検

(1) スケジュール

- 平成25年の点検は、以下のようなスケジュールで行う。

①点検方法等の審議

【平成25年2月】

○総会（2月14日）

- 点検体制案の決定

【平成25年4月】

○総合政策部会（4月^{※1}）

- 点検体制の報告
- 点検方法の審議・決定
- 事象横断的な重点分野^{※2}及び「復旧・復興」の重点検討項目の審議・決定

※1 必要な場合には、5月に追加的に総合政策部会を開催。

※2 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

②関係府省の自主的点検等

【平成25年1月～3月】

○地方公共団体アンケート調査等

【平成25年4月～】

○関係府省の自主的点検

③中央環境審議会による点検

【平成25年7月頃までに】

○総合政策部会（事象横断的な重点分野及び「復旧・復興」）及び各重点分野の関連部会（水、大気）

- 関係府省ヒアリング等を通じて点検（地方ブロック別ヒアリング、地方公共団体アンケート調査報告等を含む。）

【平成25年9月頃～12月頃】

○総合政策部会

- 点検報告書とりまとめ
 - ・各重点分野の関連部会での点検結果報告
 - ・報告書案審議（審議後パブリック・コメントを実施）
 - ・報告書及び翌年の点検方法の決定

○中央環境審議会

- 点検報告書の閣議報告

○点検報告書の年次報告への反映等

- 点検報告書の年次報告への反映
- 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

(2) 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 平成25年の点検における重点点検分野は以下のとおりとする。
 (事象横断的な重点分野)
 - ・経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
 - ・国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
 - ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
 (事象面で分けた重点分野)
 - ・水環境保全に関する取組
 - ・大気環境保全に関する取組
- 上記に加え、「復旧・復興」についても点検を行う。

(今後の予定)

個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえて確定するが、現時点の想定は以下のとおり。

※初年の平成24年は点検準備、最終年の平成29年は計画の見直しを実施。

※横断分野（①～③）については、毎年点検を実施。

※事象面で分けた重点分野（④～⑨）については、隔年で点検を実施。

重点分野名等	25	26	27	28	備考
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進					
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○	
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進					
④地球温暖化に関する取組		○		○	「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）あり。 今後、新たな地球温暖化対策計画を策定予定。
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○	「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）あり。
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○	「第2次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月閣議決定）あり。 今後、新たな循環型社会形成推進基本計画を策定予定。
⑦水環境保全に関する取組	○		○		
⑧大気環境保全に関する取組	○		○		
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○	WSSD2020年目標達成のための「SAICM国内実施計画」（平成24年9月策定）あり。

					今後、平成27年の第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）に向けて、平成26年に点検予定。
「復旧・復興」、「汚染回復等」	○	○	○	○	実質的な点検を行うため、「汚染回復等」については、平成26年以降に点検予定。

(3) 重点検討項目

- 平成25年の点検の「事象横断的な重点分野」（横断分野）及び「復旧・復興」の重点検討項目は別紙（資料3-2）のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」（個別分野）の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

（重点検討項目の選定の際の留意事項）

- 深掘した分析が可能となるよう、横断分野については各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 選定方法は、第四次計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員の意見を踏まえて項目案を作成し、関係府省の意見も勘案して、総合政策部会において審議・決定を行う。
- 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

(4) 地方ブロック別ヒアリング

- 平成25年の点検においては、東北、関東、中部ブロックにおいて、重点検討項目の内容にも配慮しつつ、ヒアリングを行う。

（今後の予定）

ブロック	H25	H26	H27	H28
北海道		○		
東北	○			
関東	○		○	○
中部	○			○
関西		○	○	
中国				○
四国			○	
九州		○		

環境基本計画

(抜粋)

平成24年4月27日

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

上記の目標の達成に向け、以下に示す基本的な方向に沿って対策を進める。その際、化学物質対策に係る府省は、関係法令・制度・施策をさらに有機的に連携させながら運用するなど協力と情報共有の一層の強化を図り、また、地方公共団体、事業者、民間団体等とも協力しつつ、情報的手法、自主的取組手法、規制的手法等の様々な手法をポリシーミックスの考え方の下に適切に組み合わせて、相乗的な効果の発揮を図る。

- ① 科学的な環境リスク評価を効率的に推進する。また、そのための新たな手法の開発・実用化に努める。
- ② リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減する。
- ③ 予防的取組方法の考え方に立って、未解明の問題に的確に対応する。
- ④ 安全・安心の一層の増進に向けて、様々な主体が環境リスクに係る理解を共有して信頼関係を高めるとともに、自ら環境リスクに関する判断を行い、各々の活動を通じて環境リスクを低減するための基盤を整備する。
- ⑤ SAICMに沿って、関連の国際条約や OECD 等の国際的な枠組みの下、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向け、我が国の経験・技術を踏まえた国際協力を進める。

(2) 各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

①国

国は、人材育成や各種の支援策を通じて、国民、NGO・NPO、事業者及び地方公共団体の取組の基盤を整備するとともに、環境リスク低減のための制度の構築・運用に取り組む。国は、リスクコミュニケーションを含め、地域における取組を推進するための支援策や基盤整備を進める。また、SAICMにおいて、政策決定プロセスへの多様な主体の参加と透明性の確保が重要であるとの考え方が示されていることを踏まえ、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する対話の場を設け、意見交換、合意形成を推進する。

②地方公共団体

地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。

③国民

化学物質の環境リスクに関する的確な情報の入手と理解に努め、環境負荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物質に関する環境負荷を低減し、環境リスクを回避するための行動につなげることが期待される。

④NGO・NPO

化学物質の環境リスクに関する客観的で分かりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

⑤事業者

製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質の環境リスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品を安全に使用するために必要な健康及び環境への影響などに関する情報が、関係者に入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。具体的には、法規制を遵守するとともに、行政と連携しつつ、レスポンシブル・ケア活動及びJIPS等の自主的な取組を引き続き推進することが期待される。

(3) 重点的取組事項

(2) における役割を果たすため、国は以下のことに取り組む。

①科学的なリスク評価の推進

A)

化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価を推進し、その結果に基づき所要の規制措置を講じる。環境中の実測データが必要となる物質については、環境調査等を実施する。

B)

リスク評価をより効率的に進めるため、新たな手法として、一般用途（工業用）の化学物質については、QSARの活用に向けた具体的な検討を進める。また、製造から廃棄・処理までのライフサイクルの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める。

C)

ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価ではカバーできない物質については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

D)

有害大気汚染物質のうち環境目標値が設定されていない優先取組物質については、引き続き科学的知見を充実させ、順次環境目標値の設定を行うとともに、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化を進める。また、水質環境基準及び指針値についても、科学的知見を充実させ、必要に応じて見直しを行う。

E)

これらの取組の実施に際しては、食品に係るリスク評価等、関連分野の取組との連携・整合の確保に留意する。

②ライフサイクル全体のリスクの削減

A)

化学物質の製造・輸入・使用については、国は、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づく規制を適切に行う。一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、平成23年度から導入された包括的管理制度を円滑に運用するとともに、特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、流通過程における適切な化学物質管理を行う。

B)

化学物質の環境への排出については、国は、化学物質排出把握管理促進法を適切に運用し、事業者による自主的な管理の改善を促進する。また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策並びに水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。非意図的に生成されるダイオキシン類については、これまでのリスク評価の結果を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を引き続き適切に推進する。その他の非意図的生成物質や、排出経路・ばく露経路等が明らかでない物質等については、前述の初期的なリスク評価の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じる。有害物質を含む廃棄物については、国は、廃棄物処理法に基づき適正な処理を推進するとともに、有害性や環境中への残留性が懸念される物質について検討を進め、必要に応じて特別管理廃棄物への指定を行う。

C)

過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等の負の遺産については、PCB廃棄物特別措置法、土壌汚染対策法等により適正な処理等の対応を進める。

D)

また、リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。特に、リサイクル及び廃棄段階については、循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、拡大生産者責

D)

任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、有害性を有する有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有する製品の適正な取扱いや、適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や必要な措置の検討を行う。

E)

事故等により有害な物質が環境中に排出された場合には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により、所要の措置を講じる。

F)

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等の取組を促進するため、その参考となる指針の策定、いわゆるグリーンケミストリーの促進、代替製品・技術に係る研究開発の推進、情報公開・提供による消費・投資行動の誘導等の措置により環境整備を行う。

③未解明の問題への対応

A)

予防的取組方法の考え方に立って、以下をはじめとする未解明の問題に対応する。

B)

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための調査を実施する。

C)

化学物質の内分泌かく乱作用については、OECDの取組に積極的に参加しつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めるとともに、必要な調査研究及び国民への情報提供を実施する。

D)

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を踏まえつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。

E)

急速に実用化が進むナノ材料については、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、そのリスク評価手法の確立と評価の実施を進めるとともに、最新の知見を収集し、リスク管理のための枠組みの整備を検討する。

④安全・安心の一層の増進

化学物質に係る安全・安心確保のための基盤として、各種の環境調査・モニタリング等を引き続き実施するとともに、化学物質の人へのばく露量のモニタリングを含め新たな手法の開発と導入を推進し、これらの結果を所要の施策に活用する。また、濃度予測モデル等の高度化及びPRTR制度により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進める。

国民、事業者、行政等の関係者が環境リスクに係る理解を共有し、信頼関係を高めるため、リスクコミュニケーションを一層推進する。具体的には、国は、地方公共団体への情報・ツール等の提供等、人材育成及び環境教育を支援・推進し、また、

消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む。

⑤国際協力・国際協調の推進

SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。国内では、関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定・実施するとともに、国際的なSAICMの実施にも貢献する。化学物質対策に関連する国際条約を遵守し、条約に基づく国際的な活動に貢献する。また、水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に貢献するとともに、交渉の進展を踏まえつつ、国内担保のため、所要の措置を講じる。OECD等の国際的な枠組みの下、評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。子どもの健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進する。

アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、モニタリングネットワークや政策ダイアログ、ODA等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。

4. 取組推進に向けた指標

包括的な化学物質対策の確立と推進に向けては、多岐にわたる視点があることや、指標ごとの特徴、意味合いに留意しつつ、きめ細かく総合的な観点から評価を行う必要がある。現時点で想定される主な指標は以下の通りである。

(環境中の残留状況に係る指標)

- ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率
- ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

(環境への排出状況に係る指標)

- ・PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量

(リスク評価に係る指標)

- ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況